ひとり親の方が家事や保育サービスを必要とする場合に ヘルパーを派遣します!!

ひとり親家庭等日常生活支援事業



1. 対象となる方

市内に住所を有する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦であって、利用目的が次のいずれかに該当する方です。

- ① 技能習得のための通学や就職活動等自立促進のために利用する場合。
- ② 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由により一時的に支援が必要な場合。
- ③ ひとり親家庭になった直後や就職により生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合。
- ④ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等(所定内労働時間の就業を除く)に生活援助、保育サービスが必要な場合。

2. 支援内容

- ① 生活援助 (利用者宅での食事の世話、住居の掃除、子の世話等)
- ② 子育て支援 (利用者宅以外の場所での保育サービス)

3. 利用方法

① 登 録

ヘルパーの派遣を希望される場合、事前にヘルパー派遣対象家庭として登録する必要があります。

※登録期間・・・登録の日~最初に到来する5月31日

※更新する場合は毎年登録申請手続が必要です。

登録手続に必要な書類

	必 要 書 類	備考
1	ひとり親家庭等日常生活支援利用世帯登録申請書	
2	同意書(税情報の取得に関するもの)	
3	マイナンバーカード (利用者及び同一住所の扶養義務者分)	※カードをお持ちでない場合やマイナンバーが分からない場合は住民票等の番号が確認できる書類をご用意ください。
4	児童扶養手当証書の写し	
5	生活保護受給証明の写し	生活保護世帯の場合

② 派遣依頼

ヘルパーの派遣をご希望の方は、派遣希望日の【5日前】までに日常生活支援派遣申出書を提出してください。※提出方法:窓口・郵送・Fax(097)533-2613

派遣依頼について、オンライン申請ができるようになりました。(R7.2~)

ただし、派遣希望日が予約を行う日から1週間以上先の日付の場合に利用ができます。

急ぐ場合は上記の方法(窓口・郵送・Fax)から依頼をお願いします。

(例) 予約を行う日が1日の場合は、8日以降の日付から可能です。

※オンライン申請の場合は、派遣申出書の提出は不要です。

オンライン申請用 QR コード



③ 費 用

利用者の所得に応じて、利用料金を負担していただきます

利用者負担額利用世帯区分	子育て支援 (1時間あたり)	生活援助 (1時間あたり)
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※判定を行うことができる最新の課税状況により負担額が決定します。

4 期 間

派遣時間は原則として年間20時間を限度としています。

- ※派遣時間は、1時間単位となります。
- 1時間未満の利用の場合も1時間として累積します。

4. その他

- 支援の一環で交通費等が必要な場合は、利用者の実費負担となります。
- ヘルパーが車でお子さんを送迎すること等はできません。
- <u>キャンセルや日時の変更は、派遣予定日の前営業日18時までに大分市または</u> <u>ヘルパー事業所へご連絡ください。当日のキャンセルや変更は、利用料金が発生</u> する場合があります。
- O <u>直前の連絡の場合</u>、ヘルパーの都合がつかず、派遣できない場合もありますのでご了承ください。
- 登録された世帯の住所・氏名・連絡先・勤務先等に変更が生じた場合は、速やか に変更届を提出してください。

《お問い合わせ先》 〒870-8504 大分市荷揚町3番45号 大分市子育て支援課 管理・自立支援担当班 TEL(直通) 097-537-5613 Fax097-533-2613